



借借人		(以下、甲という)
貸貸人	株式会社 松の花	(以下、乙という)
連帯保証人	極度額 360 万円	(以下、丙という)

(1) 貸貸借の目的物

名称	サービス付き高齢者向け住宅 愛・家族	
所在地	愛媛県松山市港山町 4 番 17 号	
構造 規模	鉄筋コンクリート造	延床面積 1080.09 m <sup>2</sup>
階数	3 階建 ・ 全 29 室 (個室 29 室)	
住居番号	号室 / 居室面積	m <sup>2</sup>

(2) 契約期間

契約期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
------	---------------------

(3) 賃料その他

賃料	金額	個室A 45,000円 個室B 47,000円 個室C 50,000円
	円 (消費税等非課税)	
共益費	金額	水道・光熱費・エレベーター使用等
	26,000円	
敷金	家賃の2か月分	
生活支援 サービス料金	金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 状況把握サービス</li> <li>・ 生活相談サービス</li> <li>・ 身体介護サービス (15分以上実費)</li> <li>・ 健康管理サービス</li> </ul>
	18,700円 (税込み)	
サービスの 提供方法	常駐する者及び時間帯 9時 ~17時 1名	
	常駐する者の不在時の対応及び時間帯 コール対応 17時~翌9時 (オンコール体制含む)	
生活支援サービス 提供事業者	内容 生活相談・安否確認・健康管理 事業者名 株式会社 松の花 所在地 愛媛県松山市港山町 4 番 17 号 TEL・FAX TEL089-952-7777, FAX089-952-4433 代表者氏名 中西 龍仁	

☆支払い方法 (振込・引き落とし) ○で囲んでください。

毎月 28 日までに、翌月分請求金額をお願いします。

振込口座 銀行名 愛媛信用金庫 三津浜支店  
 口座番号 普通預金 0317643  
 口座名義 株式会社 松の花

(4) 当事者等

	氏 名	住 所	電 話 番 号
貸貸人	株式会社 松の花	愛媛県松山市港山町 4 番 17 号	089-952-7777
貸借人			
居住者	同上	同上	最終ページに準ずる
連帯保証人	最終ページに準ずる	最終ページに準ずる	最終ページに準ずる
身元引受人	最終ページに準ずる	最終ページに準ずる	最終ページに準ずる

(5) 利用可能設備等

住 戸 部 分	設 備 等	加齢対応構造等	有
		台所	無
		トイレ	有 (水洗)
		収納設備	有
		洗面設備	有
		浴室	無
		シャワー	無
		給湯設備	無
		コンロ	無
		冷暖房設備	有
		緊急通報装置	有
安否確認設備	有		
共 用 部 分	設 備 等	居間	有
		台所	有
		食堂	有
		収納設備	有
		トイレ	有
		浴室	有

## 第1条（契約の締結）

- 1 借主（以下「甲」という。）及び貸主（以下「乙」という。）は頭書（1）に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）及び頭書（4）に記載する状況把握・生活相談サービスの内容について、以下の条項により、高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅で状況把握・生活相談等の生活支援サービス（以下「生活支援サービス」という。）が提供されるものに係る賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。
- 2 建物の賃貸借契約が終了した場合は、生活支援サービスの提供も終了するものとする。
- 3 生活支援サービスの提供が終了した場合には、建物の賃貸借も終了するものとする。ただし、甲の責によらない事由により、生活支援サービスの提供が終了した場合は、甲は建物の賃貸借の継続又は終了のいずれかを選択することができる。

## 第2条（契約期間、更新）

- 1 本契約の契約期間は、頭書（2）に記載のとおりとし、契約期間は自動的に2年間更新されるものとし、以後も同様とする。但し、契約期間中に甲が死亡した場合には、契約は終了したものとし、第12条1項を準用する。
- 2 乙は、物件が完成しているなど、入居可能な状態になっていることを前提として、契約期間の始期（入居予定日）を延期することができる。
- 3 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。その際、建物の賃貸借契約を更新した場合には、生活支援サービスの提供契約も更新することとする。

## 第3条（使用目的）

- 1 甲は、居住のみを目的として本物件を使用しなければならない。
- 2 乙の文書による承諾がある場合を除き、甲以外の居住は認めない。

## 第4条（賃料）

- 1 甲は、頭書（3）の記載に従い賃料を乙に支払わなければならない。
- 2 1ヶ月に満たない期間の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算した額とし、1円未満の端数が生じた時はこれを四捨五入する。
- 3 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。
  - ① 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相応となった場合
  - ② 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情により賃料が不相当となった場合
  - ③ 同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合
  - ④ 敷金については、本書（特記事項）に充てるものとする。返金がある場合には、甲の指定口座に振り込みをする。不足分については、乙の指定口座に振り込む。

## 第5条（敷金）

- ① 本物件の敷金は、頭書（3）に記載のとおりとし、甲は契約日に次の各号を承諾の上、甲は契約日まで乙に預け入れるものとする。
- ② 甲は本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、施設管理費その他の債務と相殺することができない。
- ③ 乙は、本物件の明け渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の金額を無利子で甲に変換しなければならない。但し、乙は本物件の明け渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用その他の本契約から生じる甲の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。
- ④ 前項但し書きの場合には、乙は敷金から差し引く債務の額の内訳を甲に明示しなければならない。

## 第6条（共益費）

- 1 甲は共用部分の維持管理費に必要な水光熱費、浄化槽・エレベーター管理費等の維持管理費（以下この条において「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を乙に支払うものとする。
- 2 前項の共益費は、頭書（3）の記載に従い支払わなければならない。
- 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。
- 4 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

## 第7条（生活支援サービスの内容・料金等）

- 1 乙は甲に対して、甲が安全かつ安心して主体的に生活できる住まいの充実を図ることが出来るよう、状況把握・生活相談サービス等（以下「生活支援サービス」という。）を提供する。
- 2 生活支援サービスの記録は、すみやかに開示するものとし、甲は乙に対して生活支援サービスの料金を支払わなければならない。
- 3 乙及び生活支援サービスを提供する者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た甲及びその家族等に関する秘密及び個人情報については、個人情報保護法を遵守してその保護に努め、甲又は第三者の生命、身体等に危険がある場合、その他正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後において第三者に漏らさないこととする。
- 4 乙は生活支援サービスの提供に伴って、乙の責めに帰すべき事由により甲の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、甲に対してその損害を賠償する。
- 5 乙は生活支援サービスの提供に係る乙の苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応するものとする。

## 第8条（禁止又は制限される行為）

- 1 甲は理由の如何に関わらず、次の各号の行為をしてはならない。
  - ① 本物件の全部若しくは一部を第三者に対して転貸すること。
  - ② 本物件の賃借権を譲渡すること。
  - ③ 電気・ガス・給排水の新設・付加・除去又は変更。
  - ④ 危険・不潔・喧嘩その他、他の居住者に迷惑を及ぼすこと。

- ⑤ 動物の飼育
- ⑥ 共有部分を占拠するなど不当に使用すること。
- ⑦ 石油ストーブの使用
- ⑧ 政治活動及び布教活動や商売
- ⑨ 建物内での喫煙

2 甲は本物件の使用にあたり、次の各号の行為をしてはならない。

- ① 本物件に第三者を同居させること。
- ② 本物件を第三者と共有使用すること。
- ③ 本物件に関する修理・模様替え、その他造作の付加新設、又は変更除去
- ④ 金庫等の重量の大なる物品の搬入
- ⑤ 本契約に定められた使用方法に関する乙の注意、或いは本物件「管理規程」に違反する行為。

#### 第9条（修理義務）

1 本契約について、契約期間内に於ける本物件の修理・取替えは次の各号のとおりとする。

- ① 経年劣化による修理・取替えは、乙の負担
- ② 本物件及び什器備品の不良による修理・取替えは乙の負担とする。
- ③ 甲の責めに帰すべき事由により、本物件及び什器備品を汚損・破損・故障した場合は、甲の負担とする。
- ④ 前三号の判断が困難な場合には、甲・乙協議の上誠意処理する。
- ⑤ 入居時およびそれ以降も寝たきり状態で、乙職員以外の者が一切の出入りをしない場合の壁の修復は乙の負担とする。

2 本物件、又は本物件に付帯する造作・設備の維持・保全に必要な修理箇所が生じたときは、甲は速やかにその旨を乙に通知しなければならない。

#### 第10条（契約の解除）

1 乙は、甲が次に掲げる義務に違反した場合において、乙が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにも関わらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- ① 第9条に違反したとき。
- ② 本物件の入居契約に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により本物件に入居したとき。
- ③ 賃料等の支払いを拒絶したり、賃料等の2ヶ月分以上を滞納したとき。
- ④ 賃料等の支払いをたびたび遅延することにより、その支払い能力がないものと乙が認め、且つその遅延が本契約における甲と乙の信頼関係を著しく害するものであると乙が認めたとき。
- ⑤ 本物件並びに本物件に付帯する施設、又はその敷地内を故意又は重大な過失により、汚損、破壊、又は滅失したとき。
- ⑥ 共同生活の秩序を乱す行為があったとき。

⑥ 乙の要求する資格を有する連帯保証人・身元引受人を立てれないとき。

- 2 甲が解約の申し入れをせずに本物件を退去した場合、乙はその事実を知った日の翌日から起算して2ヶ月後をもって本契約は解除されたものとみなし、2ヶ月分の賃料相当額及び原状回復費用を甲は乙に支払うものとする。
- 3 甲が共同生活の秩序を維持できないと乙が判断したときは、乙は身元引受人と協議の上、本契約を解除できる。
- 4 本条第2項の場合において、乙は甲に対し本物件内に残置したすべての動産類及び造作についての所有権を放棄し、乙が本物件に立入り、当該動産類及び造作を任意に処分することに意義を述べないことを連帯保証人及び身元引受人と共に確認した。
- 5 入院・死亡による場合は、契約解除通知以降の前払い賃料を日割り計算により返還する。

#### 第11条（甲からの解約）

- 1 甲は契約期間内に本契約を解除しようとするときは、2ヶ月以上の予告期間をもって所定の契約解除届を乙に提出するものとし、その記載された契約解除日をもってこの契約は解除されるものとする。  
但し、甲は予告に代え、2ヶ月の賃料相当額を支払って即時に解約することができる。
- 2 甲は前項の規程により、本契約を解除する場合には、その契約解除日までに本物件を明渡し、これを乙に返還しなければならない。
- 3 甲は第13条の規程のとおり、本物件を原状回復の上、無条件で直ちに乙に明渡すものとする。  
この場合、甲はその事由若しくは名目の如何に関わらず乙に対して移転料、立退き料等一切の請求をしないことはもちろん、甲の自己の費用をもって付設した諸造作設備等の買取を請求しない。
- 4 甲が契約解除届終了後は、乙の書面による承諾なくしてはこれを撤回、若しくは取り消すことができない。

#### 第12条（明渡しに伴う義務）

- 1 本契約が期間の満了、解除その他の事由により終了したときは、甲は次の各号に従い、本物件を明け渡さなければならない。
  - ① 甲が乙の承諾の上原状を変更した場合、甲及び身元引受人は原状回復しなければならない。
  - ② 甲及び身元引受人は、乙が承諾した造作についても造作買取請求をすることはできない。
  - ③ 甲及び身元引受人は、甲の所有または保管するすべての動産類を本物件から搬出しなければならない。ただし、甲及び身元引受人がこれを行わない場合は、甲及び身元引受人はその所有権を放棄したものとみなし乙は甲及び身元引受人の費用をもって乙が任意に処分することができる。
  - ④ 甲及び身元引受人は乙に対し、本契約終了後、明渡しに完了にいたるまで賃料相当額の使用損害金を支払わなければならない。
  - ⑤ 甲及び身元引受人は乙に対し、本条による明渡しに際し、移転料、立退料、その他

いかなる名目をもってしても金銭的請求をすることはできない。

#### 第13条（残置物の引取り等）

- 1 甲は本契約が終了した場合において甲が残置物を引取ることが出来ない又は困難であるときに備えて、あらかじめ、当該残置物の引取人（以下この条において「残置物引取人」という。）を定めることができる。
- 2 残置物引取人に支障が生じた場合にあっては、甲は乙に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。この場合においては、甲は乙の承認を得て、新たな残置物引取人を定めることができる。
- 3 第1項の規程により残置物引取人を定めた場合にあっては、甲は本契約が終了した後遅滞なく、乙又は残置物引取人に本契約が終了した旨を連絡するものとする。
- 4 甲又は残置物引取人は、本契約の終了から1月を経過する日までに、当該残置物を引きとらなければならない。
- 5 乙は、甲又は残置物引取人が、本契約の終了から1月を経過する日までに当該残置物を引き取らない場合にあっては、当該残置物を乙又は残置物引取人に引き渡すことができるものとする。この場合においては、当該引渡しの費用を敷金から差し引くことができるものとする。
- 6 乙は乙の責めに帰すべき事由によらないで前項の残置物引取人に引き渡すことができるものとする。この場合においては、当該処分を敷金から差し引くことができる。
- 7 乙は、甲が残置物引取人を定めない場合にあっては、本契約の終了から1月を経過したときは、甲が当該残置物の所有権を放棄したものとみなし、当該残置物を処分することができるものとする。この場合においては、当該処分を敷金から差し引くことができる。

#### 第14条（甲の管理者並びに立入権）

- 1 乙は、本物件の管理を行う者として、本物件に建物管理者を置き、甲は原則として乙に対する一切の連絡事務を建物管理者に対しておこなうものとする。
- 2 乙または建物管理者は、本物件の管理上、建物保全・衛生・防犯・防火・救助その他必要があるときは、甲に事前通知した上で本物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずることができる。ただし、緊急・非常を要する場合は、事前の通告なしに本物件に立ち入ることができる。この場合、甲は乙及び建物管理者の措置に協力しなければならない。

#### 第15条（遅延損害金）

- 1 甲は、賃料の全部、または一部の支払いを遅延したときは、その支払いを遅延した額に対して、その遅延した期間の日数に応じ、年（365日あたり）14.6%の割合により算出した額に相当する遅延損害金を、遅延賃料等と同時に乙に支払わなければならない。

#### 第 16 条（乙の免責並びに契約の自然消滅）

- 1 地震・火災・風水害等天災地変・盗難等により生じた損害に対しては、乙は一切の賠償の責めを負わないものとする。
- 2 前項に掲げる事由により、本物件を通常の用に供する事ができなくなった場合、本契約は当然に消滅する。

#### 第 17 条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人は本契約に基づく、甲の乙に対する一切の責務について、甲と連帯して履行の責を負う者とする。
- 2 乙は連帯保証人が死亡したとき、または所在不明・無資力等の事由により連帯保証人の責を果たし得ないと認めたときは、甲に対して、連帯保証人の追加、または変更を求めることができる。この場合、甲は直ちに乙の要求する資格を有する連帯保証人を新たに選任しなければならない。

#### 第 18 条（身元引受人）

- 1 身元引受人は、甲の病気・死亡等の場合に、乙からの連絡、相談等に応じるものとする。
- 2 身元引受人は、本契約の解除等についての判断代行及び甲の心身状況によって特別な配慮を必要とする場合の適切な対応等を行うものとする。
- 3 甲が共同生活の秩序を維持できないと乙が判断し、身元引受人と協議の上本契約が解除された場合は、身元引受人は責任をもって甲を引き取らなければならない。
- 4 乙は身元引受人が死亡したとき、または所在不明・無資力等の事由により身元引受人の責を果たし得ないと認めたときは、甲に対して、身元引受人の追加、または変更を求めることができる。この場合、甲は直ちに乙の要求する資格を有する身元引受人を新たに選任しなければならない。
- 5 甲の死亡による契約終了の場合には、身元引受人は本物件の明渡しを責任をもって行わなければならない。
- 6 甲が死亡した場合、身元引受人は、医療機関等から甲の遺体を本物件に戻すことはできない。

#### 第 19 条（権利の承継）

- 1 甲、連帯保証人及び身元引受人は、本契約に基づき甲が取得する権利が甲の一身専属的権利であり、相続の対象にならないことを確認した。

#### 第 20 条（租税公課等の負担）

- 1 本物件に関する租税公課等の賦課金は、すべて乙の負担とする。

#### 第 21 条（合意管轄）

- 1 本契約に関する紛争については、乙の住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第 22 条（誠意処理）

- 1 この契約に定めない事項又はこの契約の各条項の解釈上疑義が生じた事項については、甲、乙、連帯保証人及び身元引受人は誠意をもって協議し、解決するものとする。

〔特記事項〕

- 1 本物件の賃貸に伴い乙は甲に対し次の動産を無料貸与する。
  - (1) エアコン・照明器具・防炎カーテン・洗面・トイレ・クローゼット・ナースコール  
ただし、本動産は契約期間終了による本件明渡し時に、甲より乙に返還するものとするが、万一本動産を甲の責により破損せしめたる場合は甲の費用負担により修理・交換するものとする。
- 2 甲は本契約締結時までに所定の必要書類を乙に提出し、また本物件に関わる「重要事項説明書」で定めた規程等を充分遵守するものとする。
- 3 本物件の賃貸借契約の最終期間は 年 月 日までとし、以降の契約更新はしないものとする。
- 4 本物件は共同住宅であるので日常生活上発生した事故は、甲の自己の責任において処理をすることを確認する。但し、乙に帰責事由があった場合を除く。

以上のとおり契約が成立したので、本契約書 2 通を作成し、甲、乙、が各 1 通を保有する。

## 生活支援サービスの内容について

生活支援サービスの内容		
サービス種類	提供内容・方法・提供者	料金
状況把握（安否確認） 生活相談	日中は食事の時の安否確認、夜間は 21 時・0 時・3 時の安否確認です。 ※サービス付き高齢者向け住宅の性質上、入居者様全員へのサービス項目となります。	生活支援費の中に含まれます。 基本料金 1 ヶ月 18,700 円 【税込み】
介護保険外の生活援助 (15 分以上の場合は重説に記載している実費)	居室内清掃、失禁等の急な洗濯、ベツトメイク等の生活援助全般 ※介護保険のプランに入っている場合は、介護保険の利用によります。	
介護保険外の身体介護 (15 分以上の場合は重説に記載している実費)	入浴、排泄、食事介助、整容、移動・移乗介助等の身体介護全般 ※介護保険のプランに入っている場合は、介護保険の利用によります。	
健康管理	バイタル測定、健康相談、服薬準備・確認	
レクリエーション・イベント	レクリエーション等の運営企画	一部有料
フロントサービス	・訪問者の一時対応 ・電話の取り次ぎ ・郵便、宅配物等の取り次ぎ ・お預かり金等の管理 等	無料
食事サービス	1 日 3 食の食事提供	月額 52000 円 【税別】

# 食事サービス契約

\_\_\_\_\_（以下、「甲」という。）と、株式会社松の花（以下、「乙」という。）は、食事サービスについて、以下の通り契約を締結する。

## 第1条（契約期間）

本契約の期間は、令和 年 月 日から、令和 年 月 日までとし、それ以降の契約更新については、双方の異議がなければ自動的に更新されるものとする。

## 第2条（利用料金）

- 1、サービス利用料は、月額 52000 円（税別・1人当たり）とする。

ただし、甲及び医師の指示、もしくは甲契約の介護業者の提案により、一口サイズ、刻み食、ミキサー食、治療食などの常食以外については、別途、毎食 50 円（税込み）を加算するものとする。糖尿病食、減塩食・腎臓病食についての加算はないものとする。なお、粥は常食扱いとする。

- 2、支払いの方法は、振込 ・ 引落（どちらかに○印を付けて下さい）とする。

甲は前項サービス料を、振込の場合は、乙の指定する下記銀行口座への振込送金で毎月 28 日までに翌月分を第 2 条 2 記載の支払い方法により支払わなければならない。（尚、振込・引落手数料は甲の負担とする。）引落の場合は、毎月 28 日までに翌月分を第 2 条 2 記載の支払方法により支払わなければならない。但し、振込、引落ともに当日が金融機関の定休日の時はその翌営業日とする。

振込口座    銀行名        愛媛信用金庫 三津浜支店  
                 口座番号        普通預金 0317643  
                 口座名義        株式会社 松の花  
   代表取締役 中西龍仁

- 3、前項利用料金は定額料金であるが、下記事項の場合のみ特例とする。その場合には 1 ヶ月を 30 日として日割計算した額とし、1 円未満の端数が生じた場合はこれを四捨五入する。

1 日当たり 1872 円（税込）（朝 624 円・昼 624 円・夜 624 円）

- ① 入居により、サービス利用日数が 1 ヶ月に満たない場合。
- ② 退室により、サービス利用日数が 1 ヶ月に満たない場合。
- ③ 甲のやむを得ぬ事情により喫食できない場合で、喫食日の 7 日前までに通知があった場合。
- ④ ②③の場合、お支払いいただいた利用料金から返金いたします。
- ⑤ 甲の急な入院に対しては、入院された 3 日後より返金いたします。
- ⑥ 甲が急にお亡くなりになった時は、翌日分より返金いたします。
- ⑦ 刻み食、ミキサー食の別途代金につきましては、月末締め翌月のご請求とさせていただきます。

- 4、本条第 1 項の利用料金は契約期間中といえども経済状況の変化、物価の変動等、利用料金に影響が及ぶ事由を考慮し、随時甲乙間で協議の上見直すことが出来るものとする。

## 第3条（甲の契約解除・解約）

甲は契約期間内に本契約を解除する場合には、1ヶ月以上の予告期間をもって乙に通知するものとし、その通知された契約解除日をもってこの契約は解除されるものとする。但し、甲は予告に代え1ヶ月分の利用料金相当額を支払って即時に解約出来るものとする。

#### 第4条（乙の契約解除・解約）

- 1、甲が正当な理由なく、利用料その他甲が乙に対し支払うべきサービス料を3ヶ月分以上滞納したとき。
- 2、甲の言動が他の利用者に重大な影響を及ぼし、乙において十分な改善を尽くしてもこれを防止できないとき。

#### 第5条（事故発生時の対応及び損害賠償）

- 1、乙は甲に対する食事サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに甲の家族、身元引受人等関係者に連絡を行なうと共に、必要な措置を講じます。
- 2、前項の場合において事故が発生した場合は、乙は速やかに甲の損害を賠償します。
- 3、前項の場合において、当該事故発生につき、甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

#### 第6条（秘密の保持）

乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り業務上知り得た甲、甲の家族または身元引受人の秘密を保持します。また契約終了後も同様とします。

#### 第7条（疑義等の決定）

この契約の定めのない事項について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、誠意を持って解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

**食事サービス契約書 完**  
**最終ページの確認書に押印が必要です**

## 個人情報取り扱いについて

弊社では、見学・お申込みからご契約まで下記の書類にご記入いただいた個人情報を、別紙のとおり弊社及び予め弊社との間で機密保持契約を締結している関連会社等において、愛・家族入居審査、商品・サービスのご紹介等のため利用させていただく場合がございます。なお、それらの個人情報は法令及び弊社内部規則に基づき適切に管理をいたします。

今般、「愛・家族」への入居に係る申込みをするにあたり、貴社が、下記の書類に含まれる個人情報を別紙に記載された内容の範囲内で利用すること、また、貴社が「愛・家族」の運営に関連する業務の全部又は一部を委託する者に下記の書類に含まれる個人情報を提供致します。

- 1 愛・家族見学シート
- 2 入居申込書
- 3 診断書
- 4 入居時説明事項
- 5 入居契約書・食事サービス契約書・重要事項説明書・補助錠確約書・変更届出書・解除届等
- 6 住民票
- 7 印鑑登録証明書
- 8 口座振替依頼書

家族同意欄 続柄 氏名 印

本人同意欄（代筆の場合は代筆者）氏名

印

個人情報取り扱いについて 完  
最終ページの確認書に押印が必要です

## 撮影写真の使用について

愛・家族では、多くの皆様に当施設の取り組みを知っていただくため、イベントやレクリエーション等の日常の風景を撮影した写真を施設情報誌やホームページに掲載し、他の職員の方、新規入居者やそのご家族等に見ていただき、愛・家族の雰囲気伝えていければと思っております。

愛・家族では写真掲載につきまして、個人情報となるため使用について許可をいただいております。つきましては、使用の有無のご意思を確認したいと思います。

- 写真の使用を許可します。
- 写真の使用を許可しません。

上記項目へのチェックをお願いします

撮影写真使用について 完  
最終ページの確認書に押印が必要です

## 居室での金銭管理について

居室内での金銭や通帳、高価な品等についての管理におきましては、事務所内で把握し兼ねる為、紛失などに関しまして、愛・家族では責任を負いかねますので、ご了承の程、お願い致します。事務所金庫内でお預かりする体制も取っておりますので、こちらもご利用下さいませ。

また、お部屋を離れられる際には、施錠を徹底していただきますよう、ご協力お願い致します。

皆様が安心して快適に過ごして頂けます様、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

事務所での保管の際は 10,000 円を上限とさせていただきます。また、愛・家族の各事業所内で使用する事や、フロントサービス内での利用を目的とさせていただきます。

金銭等の管理はご自身で管理をする。

※紛失等に関しまして当施設では責任を負いかねます。

事務所での金銭等の管理を同意する。

自室の鍵はご本人様が持たれる。

※紛失された場合は 1,000 円の実費負担をお願いします。

自室の鍵は持たない。

上記項目へのチェックをお願いします

居室での金銭管理について 完  
最終ページの確認書に押印が必要です

## 保険証・診察券等の管理について

居室内での物品の紛失につきましては愛・家族及び閑松の花では責任を負いかねますので、ご了承の程、よろしくお願い致します。

保険証・診察券等などの重要な書類は、事務所に管理いたしますので、希望される方はお申し出下さい。

保険証・診察券は事務所に依頼する。

保険証・診察券は自室で管理する。

※紛失等に関しまして当施設では責任を負いかねます。

### 事務所管理を希望される書類

- 後期高齢者医療被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 重度心身障害者医療費受給者証
- 健康保険被保険者証
- 身体障害者手帳
- 診察券

(医療機関名： \_\_\_\_\_ )

- その他

( \_\_\_\_\_ )

保険証・診察券等の管理について 完  
最終ページの確認書に押印が必要です

## 賃料等請求関係についての確認書

事務処理をスムーズに行わせていただく為、ご記入をお願い致します。

利用料支払い方法	口座振替（毎月 28 日引落 ） ・ 持参 ・ 振込
請求書送付先	ご本人渡し（部屋へ） ・ 郵送
	郵送の場合の住所・宛名 〒  (氏名) (ご連絡先)
郵便物のお渡し	ご本人渡し（部屋へ） ・ ご家族へお渡し
	ご家族の場合の住所・氏名 【請求書郵送先と異なる場合、ご記入ください】 〒  (氏名) (ご連絡先)
おむつ等福祉用品	賃料と一緒に請求
お預かり金の入金 ※1	賃料と一緒に請求別途現金での入金

※1 お預かり金の入金について

お預かり金に関しましては、医療費、薬代、買物代、理美容代等に利用させていただきます。

・ 賃料と一緒に請求希望の方

お小遣いが小額になった場合、上記加算可能金額を銀行引落としにて入金していただきます。

**賃料等請求関係についての確認書 完  
最終ページの確認書に押印が必要です**

## 居室窓サッシ防犯補助錠に関する確認書

今般、愛・家族の入居に際しまして、下記事項につきまして賃貸人より説明を受けて確認し了承しました。今後、サッシ補助錠に関する問題が生じた場合、賃貸人に故意又は重大な過失がない限り、賃借人は賃貸人に一切責任を問わないものいたします。

下記選択事項のうち、当てはまる項にを記入します。

- 賃借する居室の窓に、サッシ補助錠を取り付けることを希望します。  
サッシ補助錠が取り付けられたことで発生した事故に関して、賃貸人に故意又は重大な過失がない限り、賃貸人に一切責任を問わないものいたします。
- 賃借する居室の窓に、サッシ補助錠を取り付けないことを希望します。  
サッシ補助錠が取り付けられていないことで日常生活上の事故が発生した場合は、賃貸人に故意又は重大な過失がない限り、賃借人及び身元引受人が自己の責において処理をするものいたします。

居室窓サッシ防犯補助錠に関する確認書 完

最終ページの確認書に押印が必要です

## 外出時の確認

愛・家族からの外出について、  
万一の事故、怪我及び外出時の食品等購入による賞味期限管理・体調異変（特に生ものなどを購入された際の自己管理をお願いいたします）が発生しても、その全ての責任は本人及び身元引受人が負うものであり、愛・家族及び貸主(株)松の花に対して一切の責任がないことをここに確認しました。

入居者本人一人での外出を希望する

入居者本人一人での外出を希望しない

上記項目へのチェックをお願いします

外出時の確認について 完  
最終ページの確認書に押印が必要です

## 協定医療機関について

愛・家族では、施設指定の医療機関と医療協定を結び、当住宅における入居者様の健康維持管理・緊急時対応を目的とした定期的な診察をはじめ、急な発熱などの体調不良時等の診察を依頼しております。

- 施設指定の協定医療機関を利用する。
- 施設指定の協定医療機関を利用しない。

※当施設指定の医療機関に依頼せず、他の病院に通院を希望される場合、通院の対応や薬の処方箋依頼等はご家族で対応していただきますよう、お願い致します。

上記項目へのチェックをお願いします

協定医療機関について 完  
最終ページの確認書に押印が必要です

## 薬の管理について

愛・家族では、入居者様ご本人のみでの管理に心配がある方について、代行して薬の管理をさせていただきます。ご家族様にご協力を仰ぐこともあるかと存じますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

薬の管理を委任する。

※ご家族が通院に同行される場合、薬は印字一包化もしくは院外処方箋をご利用の上、当住宅の薬管理担当者へお渡してください。

自分（家族）で管理する。

※薬切れ、薬の飲み忘れ、過剰摂取などによる体調異変が発生しても、その全ての責任は本人及び身元引受人が負うものであり、愛・家族及び株式会社松の花に対して一切の責任がないものとします。

上記項目へのチェックをお願いします

薬の管理について 完

最終ページの確認書に押印が必要です

## ご面会・ご訪問について

愛・家族では、安全面上、来館された皆様に受付で、面会者ノートに記入をしていただいております。

事前に面会日時等がお分かりになる場合は、事務所までご連絡下さいます様、ご協力の程、よろしくお願い致します。面会の際には、他入居者様のご迷惑となる早朝、深夜の時間帯の面会・訪問はご遠慮願います。

また、友人・知人のご訪問におかれましては、ご本人様・ご家族様のご了承をいただきますよう、お願い致します。ご了承を得ていない場合は、ご入居様の安全確保の観点から、面会をお断りさせて頂く場合がございますことをご了承下さいませ。

- 面会・訪問に関して同意する。
- 面会・訪問に関して同意しない。

## 上記項目へのチェックをお願いします

[ 備考欄 ] (面会制限のある方等、注意する点がございましたらご記入下さい。)

---

---

---

---

ご面会・ご訪問について 完  
最終ページの確認書に押印が必要です

## 健康管理・飲酒等について

愛・家族では、衛生管理上また健康管理上、生もの、嗜好品、アルコール類の差し入れを制限させていただいております。

もし、差し入れを行う場合は、1回分ずつ小分けにしてお持ちいただき、フロントへ声をかけていただくか、面会時間内にお召し上がりいただきますようお願い致します。

また、施設での食事摂取の管理また、賞味期限の管理等は出来かねますので、ご了承の程、よろしくお願い致します。

飲酒される場合は、ご自身の管理の上、飲酒されますよう、お願い致します。

また、当施設の性質上、食事制限等をされている方も入居されておりますので、他の入居者様へのお裾分けは固く禁止させていただきます。

### ○健康管理・栄養コントロール・差し入れについて

健康管理・栄養コントロール・差し入れに関して同意する。

※同意するものに○をつける

健康管理・栄養コントロール・差し入れに関して同意しない。

### ○飲酒について

飲酒可能（ご自身で飲酒量を調整可能）

制限付で飲酒可能

1日 \_\_\_\_\_ 合程度

飲酒不可

健康管理・飲酒等について 完

最終ページの確認書に押印が必要です

## 夜間の安否確認について

愛・家族では、皆様に安心してお過ごしいただくため、生活支援サービスの一環として、夜間（21時・0時・3時）に各居室を巡回し、安否確認を行っております。

安否確認におきまして、以下の方法を取っておりますので、ご希望の安否確認にチェックをお願い致します。また、夜間の安否確認をご希望されない方におきましては、不慮の事故等が起こった場合、当施設での責任は負いかねますので、ご理解の程、よろしくお願い致します。

居室に入っでの確認

(21時・0時・3時) どれかに○

安否確認は不要

※居室内において安全確認、身体確認を行わない為、安否が不明になる点をご理解の程お願い致します。また、安否確認を行わない事で不慮の事故等が起こった場合、当施設では一切の責任を負いかねます。

夜間の安否確認について 完  
最終ページの確認書に押印が必要です

## 住民票の移動について（市内居住の場合任意）

※引越しの2週間前から手続き可能です。

転出届 現在住民票がある役所

転入届 松山市役所

※転入先欄には「松山市港山町4番17号」とご記入下さい。部屋号室は記載しないで下さい。

※住所変更のしない場合は、郵便物は愛・家族には届きません。

（松山市役所）

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

電話：089-948-6688（代表・24時間対応）

【開庁時間】 平日午前8時30分から午後5時15分まで

（土日・祝日・年末年始を除く）

---

### <追記事項>

- 1 高齢者生活支援サービス（状況把握・生活相談・健康の維持増進）については、専門的な知識と経験を必要とするため、看護職員の配置を合同会社 きさらぎ<訪問看護ステーション きさらぎ>との委託契約及び、株式会社 松の花 サービス付き高齢者向け住宅愛・家族 職員との連携により行います。尚、この業務の委託業者は1年契約更新のため、期間延長なく他の業者への変更も有り得ますので、ご了承ください。
- 2 2023年8月1日より委託契約を開始する

## 【ご契約及び説明同意確認書】

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| 1 入居事項説明書         | 2 入居契約書        |
| 3 食事契約書           | 4 個人情報保護確認     |
| 5 撮影写真の使用について     | 6 居室での金銭管理について |
| 7 保険証・診察券の管理について  | 8 賃料等請求について    |
| 9 居室サッシ補助鍵に関する同意書 | 10 外出時の確認      |
| 11 住民票の移動について     | 12 協定医療機関について  |
| 13 薬の管理について       | 14 ご面会・ご訪問について |
| 15 健康管理・飲酒等について   | 16 夜間の安否確認について |

上記、1～16 についての説明を受け、入居者・連帯保証人・身元引受人と事業者間での同意のもと以下に同意署名いたします。

令和 年 月 日

入居者本人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連帯保証人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印（続柄 \_\_\_\_\_）

身元引受人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印（続柄 \_\_\_\_\_）

代筆者 氏名 \_\_\_\_\_ 印（続柄 \_\_\_\_\_）

事業者 住所 愛媛県松山市港山町4番17号 \_\_\_\_\_

事業者名 株式会社 松の花 \_\_\_\_\_

代表者名 中西 龍仁 \_\_\_\_\_ 印

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印